

令和5年大網白里市議会第4回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 令和5年12月15日（金曜日）午前10時11分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

森 建 二	委員 長	輪 島 美津江	副委員 長
金 森 浩 二	委 員	佐久間 久 良	委 員
宮 間 文 夫	委 員	岡 田 憲 二	委 員

---

出席説明員

市 民 課 長	森 川 裕 之	市 民 課 副 課 長	内 山 悟
市 民 課 副 課 長	菊 池 有 輔	市 民 課 主 査 兼 国 保 班 長	北 田 祥 一
市 民 課 主 査 兼 戸 籍 班 長	久 保 美 輪		
国 保 大 網 病 院 事 務 長	安 川 一 省	国 保 大 網 病 院 副 事 務 長 兼 医 事 班 長	子 安 浩 司
国 保 大 網 病 院 主 査 兼 管 理 班 長	内 山 貴 紀		
教 育 委 員 会 長	深 田 義 之		
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	鈴 木 正 典	生 涯 学 習 課 副 主 査	武 田 剛 朗

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	岡 部 一 男	主 査	山 本 卓 也
主 任 書 記	小 笠 原 勇		

## 議事日程

### 第1 開会

### 第2 委員長あいさつ

### 第3 協議事項

#### (1) 請願及び陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第12号 幼稚園でのぬり絵は禁止すべき事、若松幼稚園はやってない、生命保険では、30才以上の募集あり、アメリカの有名な心理学者は禁止、教育委員会、美術会長は知らず、に関する陳情

#### (2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第2号 令和5年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（市民課）
- ・議案第4号 令和5年度大網白里市病院事業会計補正予算（第1号）  
（大網病院）
- ・議案第8号 大網白里市デジタル博物館の設置及び管理に関する条例の制定について  
（生涯学習課）
- ・議案第12号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
（市民課）

### 第4 その他

### 第5 閉会

---

◎開会の宣告

- 副委員長（輪島美津江副委員長） ただいまから文教福祉常任委員会を開催いたします。  
(午前10時11分)
- 

◎委員長あいさつ

- 副委員長（輪島美津江副委員長） 最初に委員長からあいさつをお願いいたします。

- 委員長（森 建二委員長） 皆様、おはようございます。

今回当常任委員会で協議する内容は、陳情が1件、議案が4件であります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくをお願いいたします。

なお、本日もAI反訳システムを使用しますので、皆さんご発言の際は必ずマイクを使用願います。

- 副委員長（輪島美津江副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長進行をお願いいたします。

- 委員長（森 建二委員長） 傍聴希望者はありますか。

(「はい、おります」と呼ぶものあり)

- 委員長（森 建二委員長） それでは傍聴者を入室させてください。

(傍聴者 入室)

- 委員長（森 建二委員長） 本日の出席委員は6名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それではまず陳情の審査を行います。

---

◎陳情第12号 幼稚園でのぬり絵は禁止すべき事、若松幼稚園はやってない、生命保険では、30才以上の募集あり、アメリカの有名な心理学者は禁止、教育委員会、美術会長は知らず、に関する陳情

- 委員長（森 建二委員長） 陳情第12号、幼稚園での塗り絵は禁止すべき事、若松幼稚園はやってない、生命保険では、30才以上の募集あり、アメリカの有名な心理学者は禁止、教育委員会、美術会長は知らず、に関する陳情の審査を行います。

陳情の内容についてはすでにお配りをしておりますので、朗読は省略させていただきます。

それでは委員の方々の意見をお伺いいたします。

宮間委員。

○宮間文夫委員 先ほど説明聞いて、結論、陳情の趣旨は、議会に対して、塗り絵の、幼稚園での塗り絵の禁止令を出すようにってということなんだけれども、質問の冒頭言ったように、例えば幼稚園で、禁止令ってのがあるのかわかりませんが、それを議会がこれ採択して、教育委員会になるのかな、言ったとしても、家庭で塗り絵をやるところまでは、目が届かないし、禁止できないと現実的に思います。

従って、小さい時には型にはまった塗りはするべきではないというのは、その塗り絵だけに限らず、自由な発想で、子どもたちを伸び伸びと、育むっていう、考え方まで推測すれば、私もそう思うんですけども、塗り絵の禁止令ってのは、出したにしても、そこまで束縛できないんじゃないかなと、私は思いますので、この陳情者が、思っていることをもっともっと広げて、幼児期には自由な発想で、色々自由な発想を育ててあげることが大事だよっていう方の活動してもらおうとよろしいんじゃないかと思いますので、今回の禁止令を議会に求めるということについては、できないと思います。

以上。

○委員長（森 建二委員長） 他にご意見ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） それでは、討論のある方、いらっしゃいますか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 共産党の佐久間です。

先ほど宮間委員からも説明があったとおり、要するに幼稚園に対して禁止すべきことだと、いう趣旨だと理解しています。

ただ政治がですね、教育に対して、これは良いこれは悪いで判断するのは、いかななものかということが言えますし、これ自身が市民運動か何かで、そういう世論の中でやるのであれば、それはそれでいいと思うんですが、ただ、政治が禁止すると、これをやっていいというのは、馴染まないんじゃないかと。

教育の民主制から見てですね、民主制から見て、馴染まないというふうに思いますので、私はこれは賛成できないというふうに思います。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） ほかに討論ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） よろしいですか。

意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶものあり）

○委員長（森 建二委員長） お諮りいたします。

陳情第12号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（森 建二委員長） 賛成者なし。

よって、陳情第12号は不採択と決しました。

以上で陳情第12号の審査を終わります。

---

◎議案第 2号 令和5年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（森 建二委員長） 次に、付託議案の審査を行います。

まず担当課から付託議案について説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

まず、議案第2号 令和5年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）並びに議案第12号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民課を入室させてください。

（市民課 入室）

○委員長（森 建二委員長） 市民課の皆さんご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託のあった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクの使用をお願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第2号及び議案第12号について説明をお願いいたします。

森川課長。

○森川裕之市民課長 それでは、本日の出席職員の方を紹介させていただきます。

皆様から向かって、私の左隣、副課長の内山でございます。

○内山 悟市民課副課長 内山です。よろしくお願いたします。

○森川裕之市民課長 続いて、私の右隣、副課長の菊池でございます。

○菊池有輔市民課副課長 菊池です。よろしくお願いたします。

○森川裕之市民課長 その隣が国保班長の北田でございます。

○北田祥一市民課主査兼国保班長 北田です。よろしくお願いたします。

○森川裕之市民課長 その隣が戸籍班長の久保でございます。

○久保美輪市民課主査兼戸籍班長 久保です。よろしくお願いたします。

○森川裕之市民課長 そして私、課長の森川でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（森 建二委員長） どうぞ、お掛けください。

○森川裕之市民課長 それでは、議案の説明をさせていただきます。

まずはじめに、議案第2号でございます。

12月補正予算案の概要の3ページをご覧いただきたいと思ひます。

議案第2号 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算にそれぞれ220万円を追加し、予算総額を54億1,532万6,000円にしようとするものでございます。

令和6年1月1日から国民健康保険被保険者の産前産後期間における保険税軽減措置が適用されることに伴い、この制度改正に対応するため、システム改修に関わる経費として220万円を計上することとしております。

財源につきましては、全額を前年度繰越金としておりますが、来年度に特別調整交付金が交付されるものでございます。

以上が議案第2号 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

引き続き、産前産後の国民健康保険税の軽減措置の内容についてご説明させていただきたいと思ひます。

ただいま第6号議案で、総務常任委員会で審議中でございますけれども、本年5月に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、出産する予定、または出産した国保被保険者で、単胎の場合、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の所得割と均等割保険税が免除となります。

多胎妊娠の場合は、3か月前からの6か月間となっております。

令和5年11月以降に出産予定、または出産した方が対象となりますが、軽減の対象となるのは、令和6年1月以降の保険税となります。

届出は出産予定日の6か月前からとなっております。

以上でございます。

続けてよろしいですか。

続いて、議案第12号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、お手元の説明資料に基づいて、基づいて、その概要を説明いたします。

1の改正の趣旨でございますが、戸籍法の一部改正に伴いまして、令和6年3月1日から、本籍地以外の市区町村においても、戸籍証明書等が発行できるようになるほか、戸籍及び除籍の電子証明書の発行事務が追加されます。

これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が12月6日に公布され、手数料の標準額が示されました。

戸籍事務は法定受託事務となりますので、政令に準じて、本市の使用料及び手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の概要でございますが、(1)事務の追加として2つございます。

アとして、戸籍除籍証明書の交付について、本籍地以外の市町村の窓口における広域交付事務を追加するものでございます。

根拠条文は、戸籍法第120条の2となります。

手数料の額につきましては、これまでと同様に、戸籍証明書は450円、除籍証明書は750円となります。

続いて、イの電子化された戸籍届出等情報の内容の証明書の交付事務、閲覧に影響する事務が追加されます。

戸籍法第120条の6が根拠条文となります。

こちらにつきましても、電子化されていない届書等の交付事務と同様に、手数料は350円となります。

(2)手数料の追加でございますが、戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、新たに手数料を徴収するものでございます。

戸籍法第120条の3が根拠となります。

それぞれの手数料の額でございますが、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行につきましては、1件につき400円、除籍の場合には1件につき700円となります。

現在パスポートの申請には戸籍の添付が求められますが、今後オンラインで申請を行うことが可能となった際に、識別符号、パスワードですね、こちらを添付することで、申請を受け付けた機関が法務省の戸籍情報連携システムにアクセスし、戸籍情報を取得することが可能となるものでございます。

施行日は3にありますとおり、令和6年3月1日でございます。

以上が議案の説明となります。よろしくお願いたします。

○委員長（森 建二委員長） 課長、ありがとうございます。

ただいま説明のありました議案第2号及び議案第12号についてご質問等があればお願いたします。

なお、質問の際は議案番号、必ずお示ください。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 議案第12号の方なのですが、これ、今までよりは電子証明にした場合の方が安くなるというふうに、受け取ってしまったんですが、それ……

○委員長（森 建二委員長） 課長。

○森川裕之市民課長 従来のですね、紙の戸籍証明書と値段は一緒になります。

電子で交付した場合も、額は一緒になります。

○委員長（森 建二委員長） 菊池副課長。

○菊池有輔市民課副課長 補足をさせていただきます。

400円、700円の部分につきましては、戸籍の情報が載らないただパスワードだけがついているものになってくるので、中身は見れないまま、提出先の方で見ることができますので、その分安くなっているという。

これまでどおり、このパスワードをつけたままのものも発行できますので、それは450円、750円変わらないんですけども、パスワードだけの部分については、50円安くなるっていう形の手数料の設定になります。

○委員長（森 建二委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 で、その手数料なのですが、これ標準が示されたと。

これ、国から標準が示されたということなのですが、この標準に従う必要があるのかどうか、教えてください。

○森川裕之市民課長 こちらはですね、国からの受託、法定受託事務となりますので、国の基準に従って手数料の額は決めております。



○委員長（森 建二委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 要するに、各市町村で格差があってはまずいので、その金額にして欲しいということでしょうか。

○委員長（森 建二委員長） 森川課長。

○森川裕之市民課長 はい。その通りではないかと思われ  
ます。  
申し訳ございません。

○委員長（森 建二委員長） 佐久間委員。

○佐久間久良委員 とりあえず。はい。

○委員長（森 建二委員長） よろしいですか。  
他に質問等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） それじゃ私の方から1点。

システムの、恐らくこれ、国の方のシステムの改修ということになるんですね。

そうすると、例えばシステム改築に市の方で何がしかお金が掛かるというようなことは、現時点ではないんでしょうか。

課長。

○森川裕之市民課長 12号に関連してという……

○委員長（森 建二委員長） 12号です。

○森川裕之市民課長 12号に関連してということですね。

こちらですね、仕組みとしましては、国の方のシステムにアクセスして、情報提供してもらおうという仕組みなので、基本的には国の方のシステムが新たに構築されるということなんですけれども、ただ、私どものシステムからアクセスするっていう、手順が新しく増えますので、その部分はやっぱりプログラムの方は追加があります。

以上です。

（「追加で」と呼ぶ者あり）

○森川裕之市民課長 追加ですみません。

費用の方はすでに予算の方に計上させていただいております。

○委員長（森 建二委員長） ありがとうございます。

他にございますか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） それでは市民課の皆さん、ご苦労さまでした。

退席していただいて結構です。

（市民課 退室）

---

◎議案第 4 号 令和 5 年度大網白里市病院事業会計補正予算（第 1 号）

○委員長（森 建二委員長） 次に議案第 4 号 令和 5 年度大網白里市病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

大網病院を入室させてください。

（国保大網病院 入室）

○委員長（森 建二委員長） 大網病院の皆さん、お疲れ様でございます。

ただいまより当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また本日も必ずマイクの使用をお願いいたします。

はじめに事務長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第 4 号について説明をお願いいたします。

○安川一省国保大網病院事務長 それでは出席職員を紹介させていただきます。

私の右手、副事務長で、医事班長事務取扱の子安でございます。

○子安浩二国保大網病院副事務長兼医事班長 子安です。よろしくお願いいたします。

○安川一省国保大網病院事務長 私の左手、管理班長の内山でございます。

○内山貴紀国保大網病院主査兼管理班長 内山です。よろしくお願いいたします。

○安川一省国保大網病院事務長 そして私、事務長の安川と申します。よろしくお願いいたします。

では、ここから着座にて説明をさせていただきます。

議案第 4 号、病院事業会計補正予算でございます。内容につきましては、債務負担行為の設定でございます。

来年度当初から直ちに事業を執行するために、今年度中に契約の締結等を行う必要がある業務につきましては、債務負担行為を設定するものでございます。

案件につきましては、特定建築物定期報告書作成業務。設定額は79万2,000円、設定期間

は令和6年度のみでございます。

まずこの特定建築物定期報告書についてなんですけれども、これは建築基準法に基づきまして報告をするという仕組みがございます。

不特定多数の利用者があります一定規模以上の建築物につきましては、建築指導の資格を有する者に調査をさせ、その結果を特定行政庁、大網病院の場合には千葉県に報告する義務がございます。

病院につきましては、建築基準法上の特定建築物に当たりますことから、今般実施するものでございます。

ちなみにこの報告書の提出につきましては、令和6年5月中に千葉県に報告する義務がございますので、本年度末から着手するということになります。

以上でございます。

○委員長（森 建二委員長） ただいま説明のありました議案4号について、ご質問等があればお願いいたします。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 お聞きいたします。

これ、当初から分かってたのではなく、なのか、それとも今回急に出てきた、だから補正に組まれたということなんでしょうか。

もし当初から分かっているのであれば、予算の方に2月の段階で出されるべきだったのかなというふうに思うんですが、ちょっとその辺の説明をお願いいたします。

○委員長（森 建二委員長） 安川事務長。

○安川一省国保大網病院事務長 これ、法律に基づいて報告書を提出いたしますので、議員ご指摘のとおり当初予算を編成する時から分かっておりました。

ただ、当初予算を編成する時と、それからタイムラグを経てこのように債務負担行為を設定する1つの理由なんですけれども、今このご時世で見積書というのが非常に変動が大きくなっていると、そういうふうに想定しています。

ですので、価格を設定する上で、なるべく直近で設定したいと。そしてこの12月に補正をさせていただきたいと。そういう流れでございます。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） よろしいですか。

他にございますでしょうか。

金森委員。

○金森浩二委員 こちらの報告書は、今の話の流れからいくと当然毎年やっていかなきゃいけないものと、いうことでよろしいでしょうか。

○委員長（森 建二委員長） 安川事務長。

○安川一省国保大網病院事務長 この報告書には実は2種類ございまして、今回は2年に1回作成するものでございます。

その特定建築物のうち、建築物の点検については2年に1回、それ以外の建築の設備ですとか防火設備、設備的なものは毎年実施するというふうにされております。

繰り返しますが、本年度は2年に1回ですので、今申し上げた3つの点検の報告書を行います。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 金森委員。

○金森浩二委員 ありがとうございます。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） それでは大網病院の皆さん、退席していただいて結構です。お疲れ様でした。

（国保大網病院 退室）

---

◎議案第 8号 大網白里市デジタル博物館の設置及び管理に関する条例の制定について

○委員長（森 建二委員長） 次に議案第8号 大網白里市デジタル博物館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

教育委員会生涯学習課を入室させてください。

（教育委員会生涯学習課 入室）

○委員長（森 建二委員長） 教育委員会生涯学習課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから発言をお願いいたします。

また、本日も必ずマイクの使用をお願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第8号についての説明をお願いいたします。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 生涯学習課です。出席者の紹介をさせていただきます。

向かって私の右手、深田教育長です。

○深田義之教育委員会教育長 よろしく申し上げます。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 向かって私の左手、デジタル博物館の立ち上げから現在まで主担当であります、武田副主査です。

○武田剛朗教育委員会生涯学習課副主査 よろしく申し上げます。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 私は課長の鈴木です。よろしく申し上げます。

これより着座にて説明させていただきます。

大網白里市デジタル博物館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第8号説明資料により説明させていただきます。

1、制定の趣旨ですが、令和5年4月1日に博物館法が改正され、デジタル博物館についても登録博物館の対象となったことから、大網白里市デジタル博物館を、同法に基づく登録博物館とするため、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、2、条例の内容ですが、デジタル博物館の主な事業として、記載のとおり3点ございます。

1点目が、市の歴史、芸術、民俗等に関する実物、標本等を及びこれらに関する電磁的記録の資料を収集し、保管し、並びに公開し、及び展示すること。

2点目が資料に関する調査研究を行うこと。

3点目が資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。となります。

最後に施行日ですが、令和6年1月1日となります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森 建二委員長） ただいま説明のありました議案第8号についてご質問等があればお願いいたします。

金森委員。

○金森浩二委員 こちら今度デジタル博物館という形になるのは、分かりましたけれども、例えばその実物とか標本と違って、今、多分、市内だと色んなところにあるのかなと思うんで

すけど、それを集めたりするとかそういうような形は考えてはいないんですか。

○委員長（森 建二委員長） 鈴木課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 デジタル博物館自体はすでに公開しておりまして、その中で公開している歴史的な資料ですとか、土器ですとか、そういった実物については、市役所の方で保管してるものとなっております。

○委員長（森 建二委員長） はい、金森委員。

○金森浩二委員 本当にちょっと色々分らない中で聞いちゃってるんですけど、市役所で保管されてるものっていうのは、公開はしているんですか。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 公開しているものも一部ございますけれども、基本的には、場所がないので公開はしておりません。

逆に言えば、その場所がないが故にデジタル上で公開をしてるというようになります。

一部公開してるものにつきましては、図書室の入口右手にありますミニミニ展示室っていうような名称の中で、現在ですと石井雙石ですとかそういったものの展示物がございます。以上です。

○金森浩二委員 ありがとうございます。

○委員長（森 建二委員長） はい。他にございますか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） 私の方から。

デジタル博物館については、本当に恐らく他の市町村からの注目度もすごく高くてですね、私も結構、他県の市議会とか県議会の議員さんとお付き合いがある中で、結構問い合わせを受けたりします。

また雑誌ですとかにも、結構特集の度に大網白里市のデジタル博物館取り上げられるのは本当に誇らしく思っております。

今回、70年振りの改正ということで、このデジタル博物館も県の登録の対象になったと、ということで、具体的にこの登録をすることによって、どういう動きができるのか、また、メリット、デメリットはないと思いますが、その辺りについてちょっと聞かせていただいてよろしいですか。

鈴木課長。

○鈴木正典教育委員会生涯学習課長 登録博物館になるためには、条例というものが必要となってきます。そのために今回条例として、議案を提出させていただきました。

今回12月議会で、議案可決された場合には、1月に、千葉県の方に登録博物館となるための申請を行いまして、県の方で1、2か月の審査を経て、登録博物館の方に認定というふうになりましたら、今度ですね、文化庁の方での対象となる補助金の方にエントリーすることが可能となってきます。

これによりまして財源の確保の選択肢が増えます。

また、登録博物館になることで、博物館に要している経費の一部が特別交付税の対象となりますので、一部一般財源の持ち出しを抑制することができるというメリットがございます。

こちらの財源を活用して、今のデジタル博物館のコンテンツを新たに追加するなどして、拡充を図って参りたいと考えております。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） はい、武田副主査。

○武田剛朗教育委員会生涯学習課副主査 そうですね、登録博物館となることによって、他の市町村などからの問い合わせっていうのも、今後さらに増えてくるのではないかなと思います。あとは人的なところで、館長と学芸員を置くというふうになるので、そういった位置付けというのが変わってくるかと思います。

○委員長（森 建二委員長） はい、ありがとうございます。

ある意味、1つのきちんとした博物館という、お墨付きっていうんですかね、そういったものをもらった上で、交付金とかがもらえるようになるという形になるんで、多分ものすごく前進なことなんだろうなというふうに思ってます。

特に注目度も高いデジタル博物館ですので、ぜひ色々な意味で漏れのないようお願いできたらと思います。私の方からは以上です。

他にございますか。

宮間委員。

○宮間文夫委員 素晴らしいお仕事されてますね。

頑張って、市の発展につなげていただければと思います。

以上です。

（「ありがとうございます」と呼ぶものあり）

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○委員長（森 建二委員長） よろしいですか。

はい、それでは生涯学習課の皆さん退席していただいて結構です。

お疲れ様です。

(教育委員会生涯学習課 退室)

---

○委員長(森 建二委員長) それではこれより各議案の取りまとめを行います。

議案第2号 令和5年度大網白里市国民健康保険特別会計補正予算(第1)号について、ご意見及び討論はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○委員長(森 建二委員長) それでは、付託議案について審査結果の採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(森 建二委員長) 賛成総員。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、議案第4号 令和5年度大網白里市病院事業会計補正予算(第1号)について、ご意見及び討論はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(森 建二委員長) よろしいですか。

それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(森 建二委員長) 賛成総員。

よって、議案第4号は可決いたしました。

次に、議案第8号 大網白里市デジタル博物館の設置及び管理に関する条例の制定について、ご意見及び討論等はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(森 建二委員長) それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(森 建二委員長) 賛成総員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。



次に、議案第12号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございますでしょうか。

佐久間委員。

○佐久間久良委員 私は市民の負担をなるべく軽減するべきだというふうに考えたら、これは少しちょっと高いのではないかという思いから、この議案に関しては、反対させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（森 建二委員長） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（森 建二委員長） 賛成多数。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

---

◎その他

○委員長（森 建二委員長） 次にその他ですが、何か委員の皆様、ございますでしょうか。

事務局、何か。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 建二委員長） なければ以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

---

◎閉会の宣告

○副委員長（輪島美津江副委員長） 以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でございました。

（午前10時47分）